

75歳以上の方と65歳～74歳で一定の障がいがある方が対象

後期高齢者医療制度

長寿医療制度のお知らせ

保険料のお支払い方法を「口座振替」に変更できます

新たに口座振替への変更をご希望される方は、役場（後期高齢者医療）担当窓口へのお申し出のほかに、金融機関の窓口へ、口座届出印鑑と通帳を持参の上、「口座振替」の手続きをしてください。

ご注意いただきたいこと

- ①口座振替へ変更しても、年間の保険料は変わりません。
- ②既に年金からのお支払いから口座振替への変更手続きをされている方は、改めてお申し出いただく必要はありません。
- ③国民健康保険税を口座振替によるお支払いをされていた方も、長寿医療制度へ加入された場合は、お手数ですが、再度口座振替の手続きが必要となります。
- ④年金からのお支払いなどから口座振替に変更となる時期はお申し出の時期により異なります。
- ⑤保険料の支払額は、所得税や個人住民税の社会保険料控除の対象となります。なお、加入者本人以外の口座からお支払いの場合は、支払われた方の社会保険料控除の対象となります。
- ⑥年金からのお支払いなどから口座振替への変更を希望されない方は、お手続きの必要はありません。

保険料は、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）を支える大切な財源です。納期限内のお支払いへのご協力をよろしく申し上げます。

「医療費通知」について

北海道後期高齢者医療広域連合では、加入者（被保険者）の皆様健康や医療に対する理解を深めていただくとともに、制度の健全な運営を図るために、医療費通知を行っています。

今年度につきましては、2回の発送を予定していますが、9月末に平成21年1月から6月診療分の医療費通知を北海道後期高齢者医療広域連合より送付します。

なお、医療費通知は、請求書ではなく、医療機関等からの診療報酬明細書に基づき「医療費の総額」を記載しており、記載されている月に病院や薬局（等）にかかれた一覧ですので、受け取られたことにより、申請等の手続きをされる必要はありません。また、本通知によりまして、受診を制限するものではありません。

医療機関等の請求の遅れ等のため、医療費通知に記載されないことがあります。ご不明な点がございましたら、北海道後期高齢者医療広域連合または役場下記担当へお問い合わせください。

・平成21年度の医療費通知の発送予定

診療月	平成21年1月 ～ 平成21年6月	平成21年7月 ～ 平成21年12月
医療費通知を発送する時期	平成21年9月末	平成22年3月末

医療費通知は領収書ではありませんので、確定申告時の医療費控除証明書としては、使用できません。

問い合わせ先	北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011 - 290 - 5601
	津別町役場保健福祉課 後期高齢者医療担当 ☎ 0152 - 76 - 2151（内線228・229）

昨年10月以降、年金からの保険料のお支払いがなかった方は、今年度の保険料のお支払い方法が年度途中で変わります。

平成20年度の保険料のお支払いが、保険料軽減措置（均等割8.5割軽減、所得割5割軽減）により平成20年8月の年金からのお支払いをもって、年間保険料のお支払いが終わっていた方が、今年度の保険料を年金からのお支払いとされている場合は、9月までは納入通知書又は口座振替によるお支払いとなり、10月からは年金からのお支払いへと年度途中で変わりますので、ご注意ください。（年金からのお支払いに変わる場合は、特に手続きの必要はありません。）

今年度の保険料のお支払い方法につきましては、すでにお送りしています平成21年度後期高齢者医療保険料納入通知書によりご確認ください。

例）平成20年8月の年金からのお支払いで、平成20年度保険料のお支払いが終わっている方

平成20年度

【平成20年度 当初 保険料納期別内訳】

（単位：円）

保険料軽減区分	4月	6月	8月	10月	12月	2月	20年度保険料
均等割7割軽減	2,100	2,100	2,100	2,200	2,200	2,200	12,900
年金からのお支払い							



平成20年度の年度途中における保険料軽減措置の変更により、8月の年金からのお支払いで平成20年度保険料のお支払いが終わることとなりました。

【平成20年度 変更後 保険料納期別内訳】

（単位：円）

保険料軽減区分	4月	6月	8月	10月	12月	2月	20年度保険料
均等割8.5割軽減	2,100	2,100	2,100	0	0	0	6,300
年金からのお支払い			軽減措置の変更により8月の年金でお支払いが終わりました。				

平成20年度の途中で保険料額が12,900円から6,300円に変わりました。

平成21年度

【平成21年度 当初 保険料納期別内訳】

（単位：円）

保険料軽減区分	6月	7月	8月	9月	10月	12月	2月	21年度保険料
均等割8.5割軽減	900	800	800	800	1,000	1,000	1,000	6,300
9月分までは、納入通知書又は口座振替によりお支払いください。					10月以降は、年金からのお支払いとなります。（口座振替に変更されている方は除きます。）			